

犬は必ず繋いで飼いましょう！

リードは、あなたと愛犬と他の人・犬を守る命綱です。



～犬の飼養及び保管に関する基準～

- 1・柵等で囲まれた飼い主の敷地内、室内、または人の生命や財産などに危害を加えず、人に迷惑をおよぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないようにしましょう。
- 2・犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないよう注意しましょう。
- 3・犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合は次のことに気をつけましょう。
 - (1) 犬を制御できる人が原則として引き運動によりおこなってください。
 - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱(リード) 点検及び調節等に配慮してください。

～大分県動物の愛護及び管理に関する条例～

(犬の係留義務)

8条・犬の飼い主は、飼い犬が逃げだす、または人の生命、身体若しくは財産を侵害しないように、常に係留しなければなりません。

15条・知事は、犬の飼い主が8条の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命じることができます。

これらの違反は、5万円以下の罰金の対象となる場合があります。

夜間・早朝に意図的に散歩代わりに犬を放す飼い主が見受けられます。

くれぐれも、散歩は飼い主と一緒にしましょう。愛犬のためにも！



おおいた動物愛護センター

おおいた動物愛護センター

大分市大字廻栖野3231番地47 TEL097-588-1122

由布市役所 環境課
097-582-1310